

藤沢市社会教育委員会議規則の一部改正について
藤沢市社会教育委員会議規則の一部を次のように改正する。

2014年（平成26年）3月20日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2014年（平成26年）4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、藤沢市社会教育委員の会議の運営に関する事項について、規定の整備をする必要による。

藤沢市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 阪井 祐基子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則

藤沢市社会教育委員会議規則（昭和37年藤沢市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

第4条を次のように改める。

（会議）

第4条 会議は、議長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5条を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

藤沢市社会教育委員会議規則(昭和37年教育委員会規則第11号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○藤沢市社会教育委員会議規則</p> <p style="text-align: right;">昭和37年2月24日 教委規則第11号</p> <p style="text-align: right;">改正 昭和38年 7月 1日教委規則第1号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、藤沢市社会教育委員に関する条例(昭和34年3月藤沢市条例第13号)第5条の規定に基づき、社会教育委員(以下「委員」という。)の会議について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（議長及び副議長）</p> <p>第2条 会議には、議長及び副議長各1人を置き、委員の互選により定める。</p> <p><u>2</u> （削除）</p> <p>（議長及び副議長の職務）</p> <p>第3条 議長は、議事を総理し、会議を代表する。</p> <p>2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、または議長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>（会議）</p>	<p>○藤沢市社会教育委員会議規則</p> <p style="text-align: right;">昭和37年2月24日 教委規則第11号</p> <p style="text-align: right;">改正 昭和38年 7月 1日教委規則第1号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、藤沢市社会教育委員に関する条例(昭和34年3月藤沢市条例第13号)第5条の規定に基づき、社会教育委員(以下「委員」という。)の会議について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（議長及び副議長）</p> <p>第2条 会議には、議長及び副議長各1人を置き、委員の互選により定める。</p> <p><u>2 議長及び副議長の任期は、1箇年とする。ただし、再選することができる。</u></p> <p>（議長及び副議長の職務）</p> <p>第3条 議長は、議事を総理し、会議を代表する。</p> <p>2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、または議長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>（定例会及び臨時会）</p>

第4条 会議は、議長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5条 (削除)

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

第4条 会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は毎月1回、臨時会は必要に応じて議長が招集する。

(定足数及び表決)

第5条 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。